

いじめ防止基本方針

伊勢崎市立殖蓮小学校

教育目標

「知・徳・体の調和がとれ、実践的で豊かな人間性を身に付けた児童の育成」

◇よく考える子

◇思いやりのある子

◇やりぬく子

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

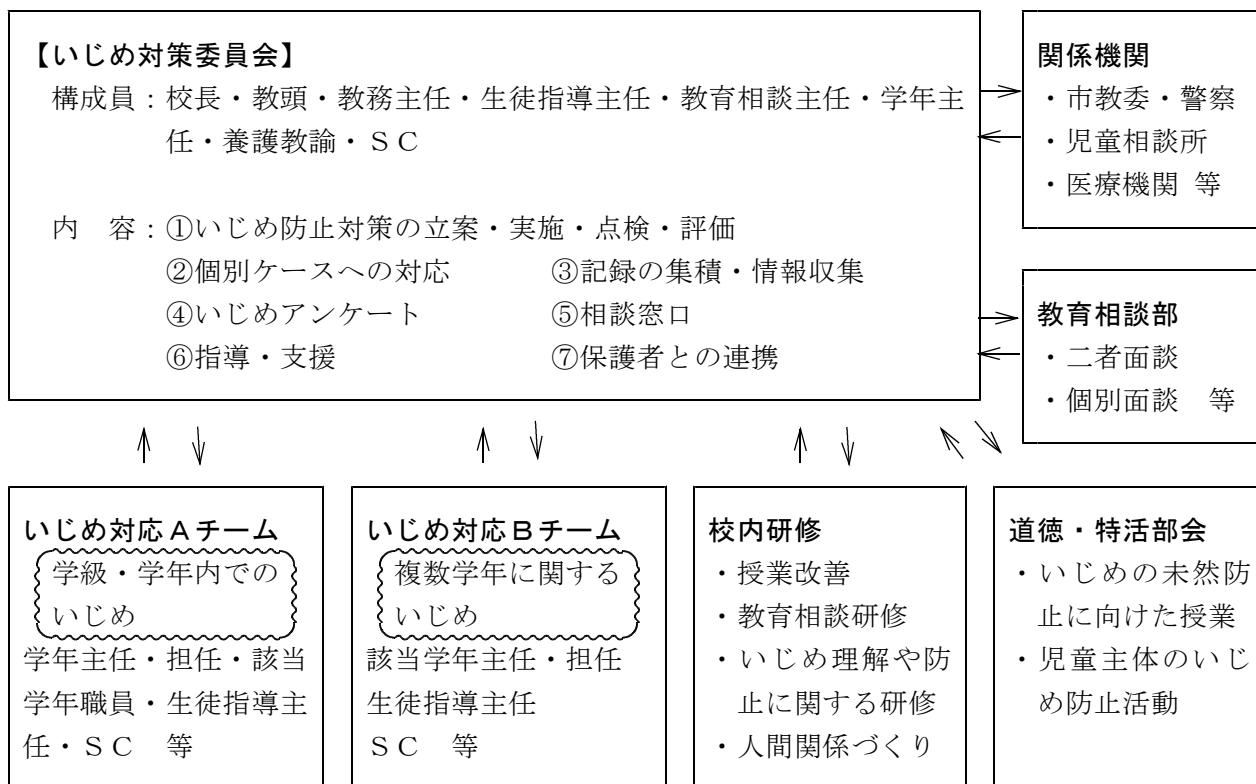
(1) いじめ防止対策の基本理念

- 全ての児童が目標をもち、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(2) いじめの認識

- 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。
- いじめが生じた場合には、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。また、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。

2 組織及び校内体制について



3 未然防止の取組

①学習指導の充実

- ・「分かる授業」を実践し、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ・児童の発言やがんばりを積極的に認めるとともに、児童同士で認め合える場を設定する。
- ・学習に遅れがちな児童も活躍できる場を設ける。

②環境づくり

- ・児童が作成したいじめ防止ポスターや標語を学級に掲示し、教室環境を整える。
- ・「いじめ防止宣言」や児童会の活動の様子を掲示板等に掲示し、学校環境を整える。

③人権教育の充実

- ・「常時指導」を通して互いの良さを認め合える温かな学校・学級雰囲気をつくる。
- ・職員の人権感覚を高め、不用意な言動等でいじめを助長するようなことがないようにする。

④道徳教育の充実

- ・規範意識、友情、思いやり、慣用誠実、公正公平など、いじめ防止に関連した道徳的価値について考えを深められるようにする。

⑤特別活動の充実

- ・学級活動において、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。
- ・児童会による自主的ないじめ防止活動を積極的に推進する。
- ・縦割活動を通して、児童の所属感や自己有用感を高める。

⑥学校・家庭・地域の体制づくり

- ・学校では、日頃から児童の様子に目を配り、良い行動を積極的に称賛するとともに、悩みや不安を抱える児童には共感的に関わり助言や支援に努める。
- ・児童の家庭環境や友人関係等について職員間で情報を共有し、組織的な支援や指導ができるようにする。
- ・学校便りやHPを利用し、学校の様子を常に発信しておく。
- ・保護者や地域の人が、些細なことでも児童の気になる様子を学校に伝えられるような体制づくりをしておく。

4 早期発見の取組

①日常の見取りによる発見

- ・いじめチェックリスト等を活用し、児童の気になる変化や気になる行為を見かけたときは付箋等にメモしたり、学年会などを活用して情報を共有する。
- ・養護教諭やスクールカウンセラーと連携をとり、保健室や相談室等での様子を聞き取る。

②いじめアンケート調査

- ・いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るという観点から、毎月1回はアンケートを実施する。(潜在的ないじめの把握)

③教育相談を通じた把握

- ・児童の生活を把握することを目的に、意図的・計画的に個人面談を実施する。
- ・5W1Hをかたんにメモし、情報を共有できるように準備する。

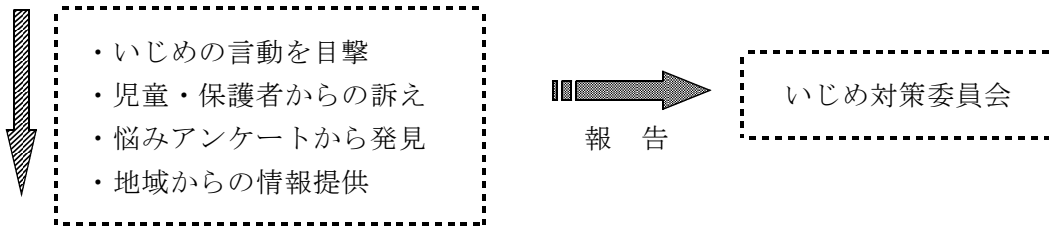
④保護者や地域からの情報提供

- ・学級懇談会や二者面談・家庭訪問等で保護者と情報を共有する。
- ・保護者に対して「チェックポイント」等を知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法を周知しておく。

5 早期解消の取組

①組織的対応の展開

いじめ情報（気になる情報）のキャッチ



対応方針の決定・役割分担

- 対応方針
 - ・緊急度の確認。「自殺」「不登校」等の危険度を確認
- 役割分担
 - ・被害者、加害者、周囲の児童への事情聴取と指導
 - ・保護者、関係機関への対応

事実の究明と支援・指導

- 事実の究明は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- 事情聴取の際の配慮事項等（◇留意事項 ◆してはならないこと）

- ◇人目につかない場所や時間帯に配慮する
- ◇複数の教員で確認しながら聴取を進める
- ◇秘密を厳守し、報復などが起こらないよう細心の注意を払う
- ◇聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、保護者に説明する
- ◆被害者・加害者を同じ場所で指導する
- ◆注意、叱責、説教だけで終わること。また、単に謝ることだけで終わらせること
- ◆双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること

被害者、加害者、周囲の児童への指導

○被害者への対応

- ◇いかなる理由があっても、徹底して味方になる
- ◇担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する
- ◇じっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞く。
- ◇いじめている児童との今後の付き合い方など、行動のあり方を具体的に指導する
- ◇いつでも相談できるように、信頼できる教師の連絡先を知らせておく
- ◆「君にも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない
- ◇授業、学級活動等での活躍の場を与え、友人との関係づくりを支援する

○加害者への対応

- ◇いじめを行った背景を理解しつつ、行為については毅然と指導し、内省させる
- ◇対応する教師は中立の立場で事実確認を行う
- ◇被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる
- ◇いじめは絶対に許されないことをわからせ、責任転嫁を許さず、今後の行動の仕方について考えさせる
- ◇本人の満たされない気持ち等をじっくり聞き、授業や学級活動を通してエネルギーをプラスの方向に向かわせるようにする

○傍観者への対応

- ◇いじめは学級や学年集団全体の問題として対応していく
- ◇いじめに対しては、教師が本気で対応している姿勢を示す
- ◇周囲で傍観していた者にも、問題の関係者として事実を受け止めさせる
- ◇被害者が、傍観者の態度をどのように感じていたか考えさせる
- ◇いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める

②保護者との連携

○いじめられている児童の保護者との連携

- ◇事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、事実を正確に伝える
- ◇学校として徹底して児童を守り支援していくことを伝え、方針を具体的に示す
- ◇対応経過を細かく伝えるとともに、保護者から情報提供を受ける
- ◇対応を安易に終結せず経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る
- ◆「お子さんにも問題がある」など誤った発言をする
- ◆電話で簡単に対応する

○いじている児童の保護者との連携

- ◇事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする
- ◇相手の児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう
- ◇だれもが被害者にも加害者にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導しよりよく成長させたいと考えていることを伝える
- ◆これまでの子育てについて批判する

③関係機関との連携

深刻ないじめの解決には速やかに教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等との連携を図る。

連携を必要とする状況	関係機関
・ いじめの発見状況を報告する ・ 対応方針について相談したい	市教育委員会
・ 指導方針や解決方法について相談したい ・ 児童や保護者への対応方法を相談したい	総合教育センター いじめ・生徒指導相談室
・ いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件等が発生している	児童相談所 警察
・ いじめられた児童が外傷や心的外傷を負っている	医療機関
・ いじめられた児童、いじめた児童への福祉的・心理的側面からの支援のあり方について相談したい	児童相談所 市福祉課

6 重大事態への対応

①重大事態とは

- ・ いじめにより被害児童の生命、心身または財産に大きな被害が生じた事案
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案
- ・ その他、児童又は保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案

②法第28条に基づく調査

- ・ いじめ対策委員会が、質問紙による調査を実施し、いじめを受けた児童及び保護者に情報を提供するとともに、教育委員会に報告する。調査の際は、第三者の参加を求め、公平性中立性を確保する。

③被害児童の保護

- ・被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見まもる体制をつくる。また、児童の帰宅後も職員が保護者に連絡するなど、積極的に情報の把握に努めなければならない。
- ・学校は、スクールカウンセラーによる児童の心のケアと保護者の心のケアにあたらなければならない
- ・学校はスクールソーシャルワーカー等と連携し福祉的な視点から被害児童と家庭を支援する必要がある。
- ・学校は、被害児童の不登校対策として適応指導教室への通級や別室登校などを実施する必要がある。

④加害児童への対応

- ・加害児童の別室登校について検討する必要がある。
- ・加害児童の行為が暴行や金銭の強要として扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報する必要がある。
- ・被害児童に改善が見られない場合は、懲戒や出席停止について検討する必要がある。
- ・必要に応じて、加害児童の心のケアに努める必要がある。

⑤教育委員会・関係機関との連携

- ・学校は、重大事態の発生を教育委員会に速やかに報告し、一体となって対応する必要がある。
- ・いじめの原因として家庭に児童虐待の疑いがある場合には、児童相談所に通報する必要がある。また、精神疾患が疑われる場合にはスクールカウンセラーの助言の下に、医療機関と相談する必要がある。

⑥保護者・地域との連携

- ・学校は、教育委員会と連携の下で、いじめ対策緊急保護者会などを開催し、状況や対応について説明する必要がある。
- ・学校は、積極的にPTAと連携し必要に応じて協力を依頼する。
- ・学校は、民生委員・児童委員等と積極的に連携し、地域での見守り巡回などを依頼する必要がある。

7 取組の評価・検証

毎年行う学校評価を用いて、いじめ防止等に向けた取組を検証し、その結果を保護者・地域に説明する。また、その結果を基にしていじめ防止等に向けた取組を改善し、次年度に生かしていく。